

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市補助金等交付規則（平成22年糸島市規則第55号）に定めるもののほか、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、「糸島市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）に掲げる「施策1 市民一人ひとりの文化芸術活動の応援」及び「施策2 子どもと文化芸術との出会いの創出」の実現に向け、市内の施設又はイベントにアーティストを派遣し、若しくは受け入れる事業に要する経費の一部を補助することにより、子どもや施設利用者が文化芸術に親しむ機会の充実及び地元アーティストの活躍の場の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「アーティスト」とは、「基本計画」に掲げる「対象となる文化芸術の範囲」に携わるものであって、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体をいう。

- (1) 当該分野における創作又は実演を主たる活動とし、過去3年以内に公演、展示、出版、受賞その他これに類する活動実績を有する者
- (2) 当該分野における文化芸術活動を行うものであって、市内における活動の継続性及び公益性が認められる者
- (3) 文化芸術に関する教育・普及活動を専門的に行うものとして、教育機関、文化施設その他公的機関から委嘱又は招へいの実績を有する者
- (4) その他地域振興部長が適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、糸島市内の施設においてアーティストを派遣し、又は受け入れて行う文化芸術に係る鑑賞・体験機会の提供事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業（商品、サービス、企業、団体等の宣伝展示、作品及び物品の即売等を含む。）
- (2) 国、地方公共団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
- (4) 収益の寄附や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (5) 事業の参加対象者が極端に限定的かつ少数（概ね15名以下）となる事業
- (6) その他地域振興部長が適当でないと認めるもの

2 補助対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に規定する目的の達成を図る上で効果的なものとして、重点対象とする。

- (1) 主たる対象が子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

であるもの

- (2) 事業を実施する主体が、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校であるもの
- (3) 事業を実施する主体が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 号に規定する小規模保育事業を行う施設、同法第 39 条に規定する保育所、同法第 59 条の 2 の規定に基づく届出を行っている施設、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業として実施する企業主導型保育事業であって基準適合証の交付を受けている施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園であるもの
- (4) 事業を実施する主体が、糸島市まちづくり基本条例（平成 24 年糸島市条例第 27 号）第 18 条第 1 項に規定する校区または同条第 2 項に規定する行政区であるもの（補助対象事業者）

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に所在する、又は市内に主たる活動の拠点を置くもののうち、次の各号のいずれかに該当する団体（法人格の有無を問わない。以下同じ。）とする。

- (1) アーティストを糸島市内の施設に派遣する事業を行う団体
- (2) アーティストを招へいする施設を運営する団体
- (3) アーティストを招へいするイベントを主催する団体

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他地域振興部長が補助対象者として適当でないと認める者（補助対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) アーティストに対する謝礼（出演料、講師料等を含む。）
- (2) アーティストの派遣又は受入に係る交通費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額（補助対象事業者が仕入税額控除の適用を受けることができる場合に限る。）
- (2) その他地域振興部長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の定める範囲内とし、補助対象事業1件につき補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額以内かつ100,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定する申請を受け付ける期間に、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付申請書（様式第1号）、糸島市アーティスト派遣・受入事業事業計画書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(審査)

第9条 地域振興部長は、前条の申請書を受理し、その内容が適当と認めるときは、申請書に基づく書類審査を行うものとする。

2 書類審査は、第3条に規定するアーティスト、第4条第2項に規定する重点対象及びその他地域振興部長が定める要件等を基準として評価点を付けるものとする。

(交付決定)

第10条 地域振興部長は、前条の規定により決定した評価点が高いものから、予算額の範囲で補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金を交付するものと決定したときは、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。

3 第5条第1項第1号に規定する団体にあつては、前項で決定した補助金の額と同額を、派遣先に対して行う請求の額から減じなければならない。

4 地域振興部長は、第1項の交付決定に際し、前項のほか、必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ糸島市アーティスト派遣・受入事業（変更・中止）申請書（様式第5号）を地域振興部長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地域振興部長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、補助対象事業の変更又は中止の承認又は不承認について決定し、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(再度の補助金交付申請)

第12条 第10条第1項の規定による決定の後、なお、予算に残額がある場合は、地域振興部長は、再度、補助金の交付申請を受け付けることができる。

2 第8条から第10条までの規定は、前項の補助金の交付申請の受付に係る手続きについて準用する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業を廃止した場合にあっては、その承認を受けたとき）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の末日のいずれか早い日までに、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、地域振興部長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支出を証する書類
- (2) 事業の実施状況及び参加人数が確認できる写真等
- (3) 第5条第1項第1号に規定する団体にあつては、第10条第3項に規定する減額措置を行ったことを証する書類
- (4) その他地域振興部長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 地域振興部長は、前条の実績報告書を受領したときは、報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであることを確認し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 地域振興部長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業者の繰り上げ)

第16条 前2条の規定による補助金の交付額確定がすべての補助事業者になされた後、なお、予算に残額がある場合は、第9条の規定により審査した評価点に基づき、予算の範囲内において補助事業者の繰り上げを行うことができる。

2 前項の場合において、補助事業者を除いて最も順位が上位の者の申請額が、予算の残額の範囲内である場合に、補助事業者の繰り上げを行うことができるものとする。

3 地域振興部長は、第1項の規定により補助事業者の繰り上げを行い、補助金を交付するものと決定したときは、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定更正通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

4 前3項の規定により補助事業者の繰り上げを行った場合において、前3条の規定は、補助対象事業の実績報告、補助金の額の確定及び補助金の請求に係る手続きについて準用

する。

(帳簿等の整備及び保管)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）を補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して1年間保管しなければならない。

(調査等)

第18条 地域振興部長は、補助対象事業の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の帳簿等を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査を拒んではならない。

(交付決定の取消し)

第19条 地域振興部長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する補助対象事業及び第5条に規定する補助対象事業者に該当しないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助対象事業に関して法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定後に第5条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(補助金の返還)

第20条 地域振興部長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付申請書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住所

団体等名

代表者名

下記のとおり事業を実施したいので、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 補助金交付申請の対象となる年度 | 年度 |
| 2 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 3 | 事業名 | |

様式第 2 号（第 8 条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業事業計画書

（太枠の中を記入してください。）

1 団体概要

(フリガナ) 申請団体名		
所在地		
代表者名		
連絡責任者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	E-mail	
補助対象事業者要件 (該当するものに☑)	☐ アーティストを糸島市内の施設に派遣する事業を行う団体 ☐ アーティストを招へいする施設を運営する団体 ☐ アーティストを招へいするイベントを主催する団体	

2 事業の概要

事業名		
実施期日（期間）	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）	
会 場		
目的及び概要		
事業の対象者	主な対象 (該当するものに☑、 複数選択可)	☐ 子ども（18 歳以下） ☐ 一般 ☐ 高齢者（65 歳以上）
	参加見込人数	(オンライン等を除く対面での参加) 人
事業の主催者	主催者名称	
	主催者の種別 (該当する 1 つに☑)	☐ 学校（幼稚園を含む） ☐ 保育所等（保育所・届出保育施設・小規模保育事業を行う施設・企業主導型保育事業所・認定こども園のいずれか） ☐ 校区・行政区 ☐ その他

3. 派遣（受入）アーティスト

（１）欄が不足する場合は別紙により添付してください。

（２）「実績等」欄には、次の項目のうち該当するものの番号を記入してください。

①過去３年以内に活動実績がある。②市内での継続的な活動がある。③教育機関、文化施設
その他公的機関から委嘱又は招聘の実績がある。④該当しない

（３）（２）の①、②、③に該当するものについては、その内容が確認できる資料を添付してください。

団体数・人数	団体 人		
団体名・氏名	分野・所属	調整状況 (該当する１つに☑)	実績等
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
		☐ 調整済 ☐ 候補選定済・未調整 ☐ 未定・構想段階	
事業への効果	(※選定理由、派遣・受入で期待される効果などを記入してください)		

4. 補助対象経費

(1) 補助対象経費	
(該当する1つに☑)	☐ 仕入税額控除の適用を受けることができる(①～③は消費税等の額を除外した額を記入) ☐ 上記に該当しない(①～③は消費税等の額を含めた額を記入)
① アーティストに対する謝礼 (出演料、講師料等を含む)	円 (内訳)
② アーティストの派遣又は受入 に係る交通費	円 (内訳)
③ ①と②の合計額	円
(2) 補助金交付申請額	
※(1) 補助対象経費(③)に3分の2を乗じた額以内かつ100,000円を上限とします(1,000円未満切り捨て)。	円
(3) 申請者負担額	
※(1) 補助対象経費(③)から(2) 補助金交付申請額を差し引いた額。	円

様式第 3 号（第 8 条関係）

誓約書

糸島市地域振興部長 様

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 申請を行おうとする事業が、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第 4 条ただし書に規定する非補助対象事業要件に該当しないことの確認
 - (1) 営利を目的とする事業（商品、サービス、企業、団体等の宣伝展示、作品及び物品の即売等を含む。）
 - (2) 本申請以外に、国、地方公共団体からの補助、助成、委託等を受けている事業
 - (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
 - (4) 収益の寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
 - (5) 事業の参加対象者が極端に限定的かつ少数（概ね 15 名以下）となる事業
- 2 申請を行おうとする団体及びその代表者が、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項に規定する非補助対象事業者要件に該当しないことの確認
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

この申請について、申請を行おうとする事業は、上記 1 の各号いずれにも該当しません。

この申請について申請を行おうとする団体及びその代表者は、上記 2 の各号いずれにも該当しません。

年 月 日

申請者氏名

様式第4号（第10条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

年 月 日付けで申請のあった糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

記

- | | | | | |
|---|---------------|-----|---|-------|
| 1 | 決定区分 | 交 付 | ・ | 不 交 付 |
| 2 | 補助金交付の対象となる年度 | 年度 | | |
| 3 | 補助金交付決定額 | 円 | | |
| 4 | 交付の条件 | | | |
| 5 | 不交付の理由 | | | |

様式第5号（第11条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業（変更・中止）申請書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について（変更・中止）したいので、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容 （ 以下の通り変更 ・ 中止 ）

2 変更・中止後の補助金交付申請額 円

3 変更・中止の理由

4 添付資料

- (1) 変更内容もしくは中止にいたる経緯等が分かる資料
- (2) 補助金交付申請額に変更がある場合、算出経過が分かる資料
- (3) その他（ ）

様式第 6 号（第11条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

年 月 日付けで申請のあった糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金に係る補助事業の（変更・中止）について、下記のとおり決定しましたので、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

記

- 1 決定区分 承認 ・ 不承認
- 2 変更後の補助金交付決定額 円
- 3 承認の条件
- 4 不承認の理由

様式第7号（第13条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金実績報告書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号において交付決定を受けた糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金について、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金交付の対象となる年度 年度
- 2 事業内容
 - (1) 事業名
 - (2) 実施期日（期間）
 - (3) 会場
 - (4) 参加人数（オンライン等対面しない方法によるものを除く）
 - (5) （派遣・受入）アーティスト名
- 3 補助金交付決定額 円

4 補助金交付対象経費の額

☐仕入税額控除の適用を受けることができる（(1)～(3)は消費税等の額を除外した額を記入）

☐上記に該当しない（(1)～(3)は消費税等の額を含めた額を記入）

(1)アーティストに対する謝礼

予算額	円	決算額	円
-----	---	-----	---

(2)アーティストの派遣又は受入れに係る交通費

予算額	円	決算額	円
-----	---	-----	---

(3)合計

予算額	円	決算額	円
-----	---	-----	---

5 事業完了年月日 年 月 日

6 添付資料

(1) 補助金交付対象経費に係る経費の支出を証する書類（領収書の写し等。）

(2) 事業実施状況及び参加人数が確認できる写真等（実績の公表・広報等への使用、公開が可能なもの。）

(3) アーティストを糸島市内の施設に派遣する事業を行う団体である場合、補助金の額と同額を、派遣先に対して行う請求の額から減じたことを証する書類（派遣先に対する請求書の写し等。）

(4) その他参考となる資料

()

様式第 8 号（第14条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金について、 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助金の額を下記のとおり確定しましたので、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第14条の規定により、通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 補助金交付対象経費の額
- | | | |
|--------------------------|-----|---|
| (1) アーティストに対する謝礼 | 決算額 | 円 |
| (2) アーティストの派遣又は受入れに係る交通費 | 決算額 | 円 |
| (3) 合計 | 決算額 | 円 |

様式第 9 号（第15条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付請求書

年 月 日

糸島市地域振興部長 様

住所

団体等名

代表者名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付請求額 円

様式第10号（第16条関係）

糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付決定更正通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市地域振興部長

年 月 日付けで申請のあった糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金の
交付について、年 月 日付け糸島市アーティスト派遣・受入事業補助金交付
決定通知書（第 号）により不交付と通知していましたが、糸島市アーティスト派
遣・受入事業補助金交付要綱第16条の規定により、繰り上げによる交付が決定しましたの
で、同条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 更正前の決定 | 不 交 付 |
| 2 更正後の決定 | 交 付 |
| 3 補助金交付の対象となる年度 | 年度 |
| 4 補助金交付決定額 | 円 |
| 5 交付の条件 | |